

住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金申請の受付を開始します

☎ 商工振興課 ☎73-6633

市民の住生活環境の向上と、市内工事施工業者への発注による地域経済の活性化を図るため、リフォーム工事を行う人に対して助成を行います。次に該当する工事は、補助の対象となりますので、まずご相談ください。

- **補助対象**
 - **対象者**…市民および市内に本社がある法人で市税の滞納がないこと
 - **対象物件**…固定資産台帳にある住宅・店舗・旅館などであること
 - **対象工事**…個人法人問わず市内の施工業者(支店や営業所などは除く)へ発注する工事で、工事額が30万円(税込)以上で年度内(2020年3月まで)に完成する工事であること
- **補助率および上限額**
 - **住宅**…工事費の10% (上限20万円)
 - **店舗**…工事費の20% (上限100万円)
 - **旅館など**…工事費の30% (上限200万円)
- **受付開始日**…4月1日(予定)
 - ※受付開始日は予定ですので、まずご相談ください。
- **交付回数の制限**
 - ・平成23年の制度開始から引き続き1物件につき1回限り。
- **補助対象とならない工事の例**
 - ・申請前に着手した工事
 - ・各種機器の新設、取替え工事およびそれに伴う配管工事のみの工事など
 - ・倉庫、車庫、作業場、工場など住宅・店舗・旅館などでない物件の工事
 - ・施工業者の代表者と申請者が同一世帯の場合

耐震診断・耐震計画・耐震改修を支援します

☎ 都市計画課 ☎73-6677

- ① **耐震診断**
 - 診断費46,200円のうち、30,800円を市が助成
 - ※市が契約する耐震診断士が訪問し、調査します。
- ② **耐震改修計画**
 - ①の結果、危険と判断された住宅の耐震改修設計料に対し、設計額の2/3を助成(上限:7万円)。
- ③ **耐震改修工事**
 - 危険と判断された住宅の耐震改修工事に対し、工事費の1/2を助成(上限:60万円)。
- **受付開始日**…4月1日(予定)
 - ※受付開始日は予定ですので、まずご相談ください。
- **補助対象住宅**
 - 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建設された3階建て以下の木造住宅で、申請者本人(税金に滞納がない人)が所有し、居住する住宅
 - ※平成12年以降に増築された住宅については、補助の対象となりません。
- **その他**
 - 耐震改修工事または建て替え工事の施工業者は、島原半島内の事業所で、建設業の許可を受けた事業所、または建築士が施工監理を行う工事に限ります。
- **必要書類**
 - 耐震診断申込書、納税証明書、確認通知書または登記の写し、案内図
 - ※事前着工は認められません。

これ知ってる!? ふるさと応援寄附にご協力をお願いします

☎ 地域づくり課 ☎73-6631

子育て応援住宅支援事業の費用を助成します

☎ 都市計画課 ☎73-6677

市は、安心して子どもを産み育てることができる住環境を整備するため、以下のとおり補助金を助成します。



- **補助対象者**
 - 市税を滞納しておらず、下記のいずれかに該当する人
 - ①多子世帯で自ら居住するために、中古住宅を取得または中古住宅の取得に併せて改修しようとする人
 - ②新たに3世代で同居または近居するために住宅を改修または中古住宅を取得しようとする人
- **補助対象住宅**
 - 一戸建て住宅
 - ※事前着工は認められません。
- **補助対象経費**
 - ①多子世帯が自ら居住するための中古住宅取得費(床面積60㎡以上に限る)
 - ②①に併せて行う改修工事費
 - ③新たに3世代で同居・近居するための改修工事費
 - ④新たに3世代で同居または近居するための中古住宅の取得費
- **補助金の額**
 - 補助対象経費の5分の1以内の額(上限:住宅1件あたり40万円)。
- **受付開始日**…4月1日(予定)
 - ※受付開始日は予定ですので、まずご相談ください。
- **その他**
 - ・多子世帯とは補助金申請日現在、18歳未満の子が3人以上の世帯、または18歳未満の子が2人で3人目を希望する世帯です。
 - ・3世代とは子育て世代を含む3つ以上の世代です。
 - ・改修工事の施工者は市内に本社を有する法人または市内に住所を有する個人に限りません。
 - ・新たに同居・近居とは事業開始日以降に同居・近居することを意味します。
 - ・予算に達した時点で受付終了となります。
 - ・工事完了の実績報告書を2020年1月31日までに提出することが条件となります。

住宅性能向上リフォーム支援事業

☎ 都市計画課 ☎73-6677

住宅内での事故を低減するためのバリアフリー・安全型のリフォーム工事を行う人に対して、助成を行います。

- **補助対象者**
 - 市税を滞納していない人で、市内に住宅を所有し、その住宅に居住している人
- **補助対象住宅**
 - 一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が過半以上のもの)またはマンションなどの専有部分。
- **受付開始日**…4月1日(予定)
 - ※受付開始日は予定ですので、まずご相談ください。
- **補助金の額**
 - 各補助対象工事費の1/5以内(上限15万円)
- **補助対象工事**
 - バリアフリー・安全型リフォーム工事で、一定の性能基準を満たす工事。ただし、補助対象工事費の合計が50万円以上のものに限りません。
 - ※事前着工は認められません。
- **その他**
 - 施工業者は市内に本社を有する法人または市内に住所を有する個人に限りません。

これ知ってる!? 振り込め詐欺撃退装置貸し出し中!

☎ 南島原市消費生活センター ☎82-3010